# 令和2年度国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料のお知らせ

# 国民健康保険税について

遊 佐 町 令和2年7月発行

国民健康保険は、加入者の皆様が病気やけがをしたとき、安心して医療を受けることができるように、 日頃から保険税を出し合い、医療費の支払いをする相互扶助の制度です。

加入者の皆様に納めていただいている国民健康保険税と国などからの補助金を財源に、医療費やその他の給付を行っています。

国民健康保険に加入されている世帯へ、世帯主あてに毎年7月中旬に国民健康保険税納税通知書をお送りします。納税通知書の納期限をご覧のうえ、期限内に納付をお願いします。

	世帯と人口					
	遊佐町	国 保加入者	国保加入割合			
	世帯	世帯	%			
	4, 951	1, 994	40. 3			
	人	人	%			
	13, 534	3, 193	23. 6			
'	令和2年4月1日現在					

			国	民健康保険	税	
	3	医療	ŧ	医 療 保険分	支援金 分	介 護 保険分
年 度	件数	費用額	1人あたり	世帯あたり	世帯あたり	世帯あたり
元年度	件	千円	円	円	円	円
実績	54, 808	1, 261, 720	395, 152	94, 509	31, 421	32, 738
2年度	件	千円	円	円	円	円
見 込	54, 000	1, 200, 000	375, 822	99, 479	33, 679	35, 767

## ◆令和2年度改正点

- ・資産割を廃止し、3 方式(所得割・均等割・平等割)へ変更になりました。
- 資産割を廃止したことにより、所得割の税率が改正されました。
- ・課税限度額について、医療保険分が63万円、介護分が17万円へと引き上げられました。
- ·<u>所得が低い世帯への保険税軽減制度のうち 5 割、2 割軽減が拡大されました。</u>詳しくは裏面の「軽減制度について」をご覧ください。

## ◆税率及び課税限度額について

- ・税率については、資産割の廃止により所得割の税率が引き上げられました。
- ·課税限度額は医療分が63万円、介護分が17万円に変更されました。
- (旧)は令和元年度の数値です。

田 裕 店 日	加入者全員		40歳以上 65歳 未満の加入者
課税項目	【医療保険分】	【後期高齢者 支援金等分】	【介護分】
① 所得割			
[令和元年中の総所得-基礎控除 33 万円]×税率	6.60%	2.30%	2.30%
・譲渡所得は、特別控除後の金額が課税対象となります。 ・営業所得・農業所得等は、専従者控除後の金額が課税対象となります。	(旧:6.17%)	(旧:2.08)	(旧:2.18%)
②資産割	<u>廃止</u>	廃止	廃止
[被保険者の固定資産税(償却資産は除く)]×税率 ・共有分は、持分に応じて加算しています。	(旧:13.64%)	(旧:4.52%)	(旧:5.42%)
③ 被保険者 均等割			
[国保世帯の加入者数に応じて計算]	24,000 円	7,900 円	11,200 円
④ 世帯別 平等割	19,100 円	6,300 円	6,400 円
合計(①②②の合計額が1年間の国保税額となります)	1)+3+4=4	1)+3+4==	1)+3+4=0
課税限度額 (医療分 63 万円、支援金分 19 万円、介護	63 万円	19 万円	17 万円
分 17 万円、合算額で最高 99 万円)	(旧:61万円)	1 1 ( ) ( )	(旧:16 万円)

<sup>\*</sup>世帯内に国保に加入している介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)がいない場合は、医療保険分の合計額②と後期高齢者支援金等分の合計額②を合算した額が国保税の年税額となります。

## ◆国民健康保険税の軽減制度について

#### 1. 低所得世帯に対する軽減(被保険者 均等割額と世帯別 平等割額に対する軽減)

世帯の加入者全員(国保加入していない世帯主を含む)の令和元年中の所得金額の合計が下表の軽減判定基準額に該当する世帯は、均等割額と平等割額が軽減されます。

#### \*世帯主が国保に加入していなくても世帯主の所得も含めて判定し、軽減を行います。

7割軽減	元年の総所得金額等が33万円以下の世帯
5割軽減	元年の総所得金額等が33万円を超え、その金額が33万円+(28.5万円(※1)×被保険者数)以下の世帯
2割軽減	元年の総所得金額等が33万円を超え、その金額が33万円+( <u>52万円(※2</u> )×被保険者数)以下の世帯

【改正前】 (※1)…令和元年度: 28万円 (※2)…令和元年度: 51万円

#### ■保険税軽減判定基準所得額早見表

被保険者数	軽減判定基準所得額			
以外外有数	7割軽減	5 割軽減	2割軽減	
1人	33万円以下	61.5万円以下	85万円以下	
2 人	IJ	90万円以下	137万円以下	
3 人	IJ	118.5万円以下	189万円以下	
以下1人増につき	JJ	+28.5万円	+52万円	



#### ■軽減割合と減額される額

軽減割合	医療傷	<b>R</b> 険分	支援	金分	介部	<b>美</b> 分
	均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割
	24,000 円	19,100 円	7,900 円	6,300 円	11,200 円	6,400 円
7割軽減	16,800 円	13,370 円	5,530 円	4,410 円	7,840 円	4,480 円
5割軽減	12,000 円	9,550 円	3,950 円	3,150 円	5,600 円	3,200 円
2割軽減	4,800 円	3,820 円	1,580 円	1,260 円	2,240 円	1,280 円

#### 〈軽減を判定する際の注意事項〉

#### 【軽減判定基準所得について】

- ・世帯の加入者全員(国保加入していない世帯主を含む)の前年所得の合計金額です。判定対象者に未申告者がいる場合は判定されませんので、軽減されません。
- ・65 歳以上の方の公的年金所得者については、公的年金所得から15万円を差し引いた額で判定します。 (令和2年度国保税の場合は、令和2年1月1日現在で65歳以上の方が対象)
- ・事業所得で専従者控除の申告のある方は、控除前の所得で判定します。また、専従者給与を受け取っている方は、その所得は判定に含めません。
- ・土地・建物などの譲渡所得については、特別控除を差し引く前の金額で判定します。

#### 【被保険者数】

- ・年度初め4月1日(年度途中からの加入世帯はその加入日)に、同じ世帯で国民健康保険に加入している人数で 判定します
- ※軽減は年度ごとに適用されますので、年度途中に加入者数の増減があっても軽減を月割したり、軽減を再判定することはありません。(年度初めの加入数に増減があった場合は軽減が再判定されます。)
- ・特定同一世帯所属者(後期高齢者医療制度へ移行したことにより国民健康保険を脱退された方で、移行時から継続して同じ世帯主の世帯に属している方)の人数を含みます。なお、国保に加入してない世帯主は通常、被保険者数に含みませんが、特定同一世帯所属者が世帯主の場合は被保険者として扱い、所得も含めて判定します。

## 2. 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行される人(特定同一世帯所属者)がいる場合

国民健康保険に加入していた方が、後期高齢者医療保険に移行したことにより、国民健康保険の加入者が世帯に1人になる場合、医療分と支援金分(介護保険分は除く)の平等割について、5年間は2分の1が軽減されます。また、5年を超え8年を経過するまでは4分の1が軽減されます。(上記1の軽減が該当していても併せて該当します)

#### 3. 社会保険等から後期高齢者医療制度に移行される人の被扶養者(旧被扶養者)の場合

社会保険等に加入していた方が後期高齢者医療保険に移行することにより、その方の被扶養者となっていた 65歳以上 75歳未満の方が、国民健康保険に加入することになった場合は、次のとおり減免されます。(ただし、均等割と平等割については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までに限り減免されます。)

※減免申請書の提出が必要です。

所得割	均等割	平等割		
全額免除	旧被扶養者分 半額	旧被扶養者のみの世帯の場合、半額		

## 4. 非自発的失業者に対する軽減

**倒産や解雇、雇い止めなどにより離職された方(離職時の年齢が65歳未満の方)**で、次に該当する方について、国民健康保険税が軽減されます。(軽減にかかる申告書の提出が必要です)ただし、離職日により軽減適用期間が異なります。

- ①雇用保険の特定受給資格者(「雇用保険受給資格者証」離職理由コード11.12.21.22.31.32の方)
- ②雇用保険の特定理由離職者(「雇用保険受給資格者証」離職理由コード23.33.34の方)
- ※ 軽減内容・・離職者本人の前年の給与所得を30/100として算定。給与所得以外は軽減の対象外。

## ◆制度へのご理解、ご協力をお願いします

## ●国民健康保険税は、世帯主に課税されます

世帯主が社会保険に加入している、もしくは後期高齢者医療被保険者(原則 75 歳以上)であっても、家族の誰かが国保に加入している場合は、世帯主に課税されます。この場合、世帯主の所得については、算定の対象にはなりません。(ただし、軽減制度の対象になるかどうかの判定の際には含まれます。)

## ●国民健康保険への加入・脱退の異動があったとき

役場窓口にすみやかに届出をしてください。上記「◆軽減制度について」の4に記載した倒産や解雇、 雇い止めなどによる離職をされた方は、健康福祉課 国民健康保険係に届出をしてください。

年度途中で国民健康保険に加入した場合や資格を喪失した場合は、加入期間に応じて月割で計算されます。

# 【65歳以上の皆さんへ】介護保険料について

令和2年度における介護保険料は、第7期 遊佐町介護保険事業計画に基づき、基準額を次のように 定め、所得等により9段階に調整した保険料を納付していただきます。

## 【基準額 年額 72,000 円】

	$\mu_{\mathcal{R}}$ $12$ , $000$ $11$			
保険料 段階	対 象 範 囲		基準額に 対する割合	年間保険料
第1段階	l	生活保護受給者または町民税非課税世帯 (本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方)		21,600円
第2段階	世帯全員が	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額の 合計が80万円超~120万円以下の方	基準額 ×0.5	36,000円
第3段階	町民税非課税	第1、第2段階以外の方	基準額 ×0.7	50, 400円
第4段階	本人が町民税 非課税の方で、	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が 80万円以下の方	基準額 ×0.9	64, 800円
第5段階	世帯の中に町民税課税者がいる	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が 80万円を超える方	基準額	72, 000円
第6段階		本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	86, 400円
第7段階	本人が 町民税課税者	本人の前年の合計所得金額が120万円以上200 万円未満の方	基準額 ×1.3	93, 600円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が200万円以上300 万円未満の方	基準額 ×1.5	108, 000円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額 ×1.7	122, 400円

#### ■ 特別の事情がなく保険料を納めない場合

◆1年間滞納した場合	介護サービスの利用料がいったん全額利用者負担になります。
◆1年6ヶ月間滞納した場合	一時的に介護保険給付が差し止められます。なお、滞納が続く場合には差し止められた介護保険給付額から滞納分を控除することがあります。
◆2年間滞納した場合	利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

## 【75歳以上の皆さんへ】後期高齢者医療保険料について

保険料額は、山形県後期高齢者医療広域連合で保険料率を決定し賦課計算したもので、保険料率は、山形県内一律となっています。町は窓口業務及び徴収業務を担当します。

#### ≪後期高齢者医療保険料の算定表≫

## 所得割額+均等割額=年間保険料

賦課限度額 64万円

所得割額	(元年中の所得一33万円) ×8.68 % (所得割率)	
均等割額	43, 100 円	

■令和2年4月1日以降に納付義務及び資格の発生・消滅があるときは月割にて算定します。

年間保険料÷12ケ月×加入月数

## ◆後期高齢者医療保険料の軽減制度について

【所得割額の軽減】 平成30年度より軽減措置がなくなりました。

【均等割額の軽減】 加入者と世帯主の所得金額の合計で判定します。

<u></u>				
	加入者及び世帯主の合計所得	軽減割合	軽減後の金額	
33 万円以下	加入者全員が年金収入 80 万円以下 (他の所得がない場合になりますが、赤字所得や繰越損失額の種類によっては、それらを含んだ後の金額)	7割	12, 930 円※	
	上記以外	7.75割	9, 697 円※	
[33 万円+(加入者数×28.5 万円)] 以下		5 割	21,550 円※	
{33 万円	+(加入者数×52万円)} 以下	2割	34, 480 円※	

## 〈軽減を判定する際の注意事項〉

※上記の金額は、100円未満を切り捨てる前の金額

- (1)軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格取得した場合は資格取得日になります。
- (2)判定対象者に未申告者がいる場合は判定されませんので、軽減されません。
- (3)均等割額軽減判定時の年金所得金額計算方法

年金所得金額-高齢者特別控除額(15万円)=軽減判定時の年金所得金額

## ◆社会保険等の被保険者の扶養家族だった方への特別措置

制度加入する前日まで社会保険等の被保険者の扶養家族だった方は、急な負担増を和らげるために、加入時から2年間、次の特別措置があります。

①所得割額の負担はありません。②均等割額は5割軽減になります。 ⇒ 令和2年度の保険料 **年間21,550円** 

# 保険料の納め方は2種類に分かれています

特別徴収 (年金から 引き去り) 年6回	・年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金等)が <b>年額 18 万円以上</b> の方 ※ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料、または国民健康保険税の合計額が年金受給額 の 2 分の 1 を超える場合は普通徴収になります。 〇4 月・6 月・8 月… <u>仮徴収</u> (令和 2 年 2 月徴収額と同額を納めます。) 新たに特別徴収が開始される方は、前々年の所得などをもとに計算した金額を納めます。 〇10 月・12 月・2 月… <u>本徴収</u> 前年の所得などをもとに算出された保険料(税)から、仮徴収を除いた額を 3 回に振り分けて納めます。
普通徴収 (納付書又は 口座振替) 年8回	・上記年金受給額が年額 18 万円未満の方 ・今年度中に 65 歳になった方(介護保険料)、または 75 歳になった方(後期高齢者医療保険料) ・今年度他市町村から転入してきた方 ・令和 2 年 4 月 1 日現在、年金を受給していなかった方 〇7 月から翌年 2 月まで、8 期に分けて納めます。

※ 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料が特別徴収されている方のうち、一定の要件に該当する方は、 申出により普通徴収(ただし、口座振替に限る)に切り替えることができます。

#### 問合せ先は下記にお願いします。

■課税内容・金額について 町民課 課税係 0234-72-5876(直通) ■納付について 町民課 納税係 0234-72-5411(直通)

■資格・制度(給付)等について

国保·後期高齢者医療 健康福祉課 国民健康保険係 0234-72-5875(直通) 介護保険 健康福祉課 介護保険係 0234-28-8251(直通)

また、後期高齢者医療についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

〒991-0041 山形県寒河江市大字寒河江字久保 6 山形県国保会館内

山形県後期高齢者医療広域連合 TEL 0237-84-7100